

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和4年11月17日(木) 15:05

小倉北区役所 5階 504会議室

1 開 会

2 案 件

(1) 議案

議案第26号「令和4年12月北九州市議会定例会への提出議案等について」

(総務課長)

議案第27号「勤務時間等の特例に関する規則等の一部を改正する規則について」

(総務課長)

議案第28号「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部改正について」

(制度サービス担当課長)

議案第29号「人事について」

(労務争訟担当課長)

議案第30号「北九州市立図書館協議会委員の任命について」

(運営企画課長)

3 閉 会

教 育 委 員 会 （ 定 例 会 ）

- 1 開催年月日 令和4年11月17日（木）
- 2 開催時間 15:05～16:30
- 3 開催場所 小倉北区役所 5階 504会議室
- 4 出席者 (教育長) 田島 裕美
(教育委員) シャルマ 直美、大坪 靖直、竹本 真実、郷田 郁子、津田 恵次郎
- 5 事務局職員
教育次長 古小路 忠生
中央図書館長 柴田 憲志
総務部長 小杉 繁樹
教職員部長 高松 淳子
学校支援部長 春日 伸一
学校教育部長 高橋 英樹
次世代教育推進部長 澤村 宏志
中央図書館副館長 金子 二康
総務課長 久保 慶司
企画調整課長 浜崎 善則
教職員課長 立花 昭一
給与厚生担当課長 田中 満英
労務争訟担当課長 野口 浩史
制度服務担当課長 児森 圭介
学事課長 青柳 祥二
学校保健課長 中山 賢彦
施設課長 江藤 博明
指導企画課長 奥村 和美
教育情報化推進課長 赤瀬 正信
運営企画課長 三ツ廣 託規
奉仕課長 福田 淳司
- 6 書 記 総務課庶務係長 増田 真二
総 務 課 栗林 奈津子
- 7 会議の次第 別紙のとおり

教育委員会(定例会)会議録(令和4年11月17日)

1 開 会

15:05 田島教育長が開会を宣言

2 会議録署名委員の指名

田島教育長が会議録署名委員に、郷田委員とシャルマ委員を指名。

以下の案件を非公開にすることを議決

- ・議案第26号「令和4年12月北九州市議会定例会への提出議案等について」
- ・議案第29号「人事について」

3 案 件

(1) 公開案件

議案第27号「勤務時間等の特例に関する規則等の一部を改正する規則について」

本議案の提案理由を総務課長が説明。

[提案理由要旨]

北九州市職員の定年等に関する条例等の一部改正に伴い、関係規定の改正を行うため、付議するもの。

大坪委員/地方公務員法の一部改正に伴う修正とのことで、学校関係以外の公務員の方たちと基本的に同じ改正が行われていくと理解しているが、その理解で間違いがないか。もし教育公務員に関して、特別に違う内容を含んでいればその部分を伺う。

総務課長/基本的に全て同じである。

原 案 可 決

議案第28号「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部改正について」

本議案の提案理由を制度サービス担当課長が説明。

[提案理由要旨]

北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例の施行に伴い、関係規定の改正を行うため、付議するもの。

シャルマ委員/地方公務員法に従ってその文言が使われていると思うが、55歳以上の方に対して高齢者という言葉が、制度を聞いた時に分かりにくいのではないかと感じた。

例えば55歳以上定年前部分休業など、高齢者という言葉を使わなくても説明することが可能であれば、そのほうが制度に対しての親しみがわくのではないかと思った。要望だ。

郷田委員／高齢者部分休業制度を導入することで、こういった形で勤務が変わる、こういった理由でこの制度を活用される方がいるか、今から具体的なところを職員の方に聞かれると思うが、今の想定でどのようなことがあるかを、もし分かれば伺う。

制度服務担当課長／高齢者部分休業制度については、先ほどもお話があった定年延長、定年引上げに伴い、高齢者職員の働き方、多様な選択肢を提供するという趣旨で、今回制度を導入する。

実際に働き方については、現行再任用制度、短時間勤務制度、その勤務パターンの中から、例えば5分の3勤務などの勤務を検討する。

取得要件については、55歳以上という年齢要件と、公務の運営に支障がない範囲でということなので、特にその理由を問わずとなり、例えば現行介護休業制度などもあるが、介護のために部分休業したいなど、自発的にボランティア活動に重点を置きたいというような、多様な働き方の選択肢の提供という趣旨での制度導入なので、これからどのような取得の見込みがあるかは、制度を運用しながらしっかり見極めていきたいと考えている。

原案可決

議案第30号「北九州市立図書館協議会委員の任命について」

本議案の提案理由を運営企画課長が説明。

〔提案理由要旨〕

北九州市図書館協議会委員の任命について、委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命するもの。

シャルマ委員／北九州市障害福祉団体連絡協議会の林会長さんに、協議会の委員として入っていただけたということは非常によいことだと思う。

また、委員に関して異論がある訳ではないが、山中啓稔さんと鈴木研さん、ご説明があったようにお二人とも公募委員だが、この家庭教育の向上に資する活動を行う者としてのグループに入っておられる山中さんと、学識経験者の括りに入っておられる鈴木さんで、公募委員さんの中でも、何か選ばれる時に委員の性質など、グループをお考えになった上で選出されたのか伺う。

運営企画課長／基本的に公募委員は制限をかけていない。

様々な意見を聞くために、様々な方々にまず応募いただいている。

その中で、作文、面接を行い、採点して選考するため、結果的にこのようになった。

シャルマ委員／家庭教育の向上に資する活動を行う者というグループと、学識経験者というグループにお一人ずついらっしゃるが、極端な話、どこかのグループにお二人となることもあり得るような公募委員さんの性質、そのような選び方をされていると理解してよろしいか。

運営企画課長／そのとおりである。

今回、偶然PTA活動をされている方と、大学関係に関わっているという形でこのように振り分けている。

津田委員／今の質問と少し関係するが、委員の定数が30人、今現在15人、その委員の定数の考え方、今の定数としては30人以内、今の倍までよいとのことだが、公募の方がいたりという中で、今年度はこれほどの委員の定数のあり方がベストだというような何らかの考え方があると思うが、基本的な考え方があれば伺う。

運営企画課長／正直申して、30人以内で、なぜ15人にしたかということが分からないのが現状だ。過去を遡ってみると、平成18年当時は、17人までおられた。

その後欠員等があり、15人に落ち着いたものと思われるが、スタートがそもそも30人以内で何人だったかというところから、現在の15人になったかは正直よく分からない状況だ。

ただ、15人ほどだと、意見を言うにはちょうどよいぐらいかなというところである。

津田委員／現状でうまくいっているのであれば、それはそれでよいと思うが、定数が倍の30人であれば、何らかの意味付けや枠のような考え方がしっかりあったほうが分かりやすいかと思ってお聞きした。

中央図書館長／今の件、なぜ当初30人だったのかが気になり、少し調べてみたが、北九州市史の図書館の部分に、合併して新たに北九州市として図書館協議会を置こうとした時には、記憶だが、門司と小倉しか図書館協議会がなく、新たに他の旧3市から入ってもらうということで、当時は大人数になったのではないかと、可能性としては推測される。

ただ、なぜ30人だったのかは課長が申したように、はっきりしたものは分からない。

運営企画課長／補足すると、過去に協議会だけで審議ができない、更に専門性を深めるという場合には、小委員会というのを別途つくり、そこで、年間複数回協議した上で協議会に上げる方法も行っている。

竹本委員／人選については特に異存はない。

1つ意見だ。

図書館とは、これからはまちづくりの拠点として期待される施設だと認識している。

地域に根差した交流や、文化などの価値をつくる、地域活性化も図書館のテーマの1つとしてこれから考えていかななくてはならないと感じており、地域社会学、地域行政や地域文化、そのような学問をご専門にされている方などの意見を取り入れ、今後協議していくことも必要なのかと感じたので、ご検討していただければという意見だ。

運営企画課長／資料の訂正をお願いします。

2ページ、任期で「令和6年11月30日まで」と書いている横に西暦で書いてある。西暦が2022年となっているが、24年の間違いだ。訂正をお願いします。

田島教育長／竹本委員のご意見は、今後協議会の委員を考える時に、今、社会教育や、あるいは学識経験という任があるが、その中に地域振興の視点も入れてほしいということか。

竹本委員／そうである。

田島教育長／また次回の時には参考にさせていただきたいと思う。

原 案 可 決

(関係者以外退出)

(2) 非公開案件

議案第26号「令和4年12月北九州市議会定例会への提出議案等について」

本議案の提案理由を総務課長が説明。

[提案理由要旨]

令和4年12月北九州市議会定例会への提出議案等について、付議するもの。

原 案 可 決

議案第29号「人事について」

本議案の提案理由を労務争訟担当課長が説明。

[提案理由要旨]

北九州市立学校に勤務する職員に対して懲戒処分を行うため、付議するもの。

原 案 可 決

4 閉 会

16:30 田島教育長が閉会を宣言